

平成24年12月21日

補償金免除繰上償還に向けた財政健全化計画を承認しました

財務省は、平成24年度に地方公共団体から提出された地方向け財政融資資金（旧資金運用部資金）にかかる補償金免除繰上償還の前提となる行政の簡素化等に関する計画（財政健全化計画等）について、本日までに承認した旨を各団体に通知しました。

近畿財務局和歌山財務事務所管内の承認した団体数および繰上償還申請額等は、以下のとおりです。

		[参考] 全国
○ 団体数	: 4 団体	139 団体
○ 繰上償還申請額	: 2 億円	344 億円
○ 補償金免除見込額	: 1 億円	70 億円

この度の承認により、補償金免除繰上償還が開始された平成19年度から24年度に承認した管内の累計は、団体数44団体、繰上償還申請額225億円、補償金免除見込額41億円となります。

- (注) 1. 繰上償還申請額等は、億円未満について四捨五入。
 2. 実際の補償金免除相当額は、繰上償還実施時の金利水準によって決まる。
 3. 累計団体数は、重複を含む。

以上

【問い合わせ先】

近畿財務局和歌山財務事務所財務課（坂原、黒川）
 073-422-6142（直通）

【資料】近畿管内の状況

平成 24 年度の計画承認状況

近畿管内(2府4県)の繰上償還申請額は72億円となり全国(344億円)の約2割

- 近畿管内(2府4県)の承認状況は、23団体、繰上償還申請額72億円で、申請額の対全国比は21%。なお、免除される補償金の見込額は13億円。
- 繰上償還申請額を府県別で見ると、大阪府が34億円で最多となっており、次いで兵庫県が28億円、奈良県が5億円、滋賀県が3億円、和歌山県が2億円の順となっている。
- 繰上償還申請額を事業会計別で見ると、下水道事業会計が31億円で最も多く、次いで普通会計が23億円となっている。

平成 19 年度からの計画承認状況(累計)

平成 19 年度からの繰上償還申請額の累計は7,819億円となり、全国(38,345億円)の約2割

- 近畿管内(2府4県)の繰上償還申請額の累計は7,819億円となり、対全国比は20%。なお、免除される補償金見込額の累計は1,466億円。
- 繰上償還申請額の累計を府県別で見ると、大阪府が2,671億円で最多となっており、次いで兵庫県が2,472億円、京都府が1,330億円、奈良県が608億円、滋賀県が513億円、和歌山県が225億円の順となっている。
- 繰上償還申請額の累計を事業会計別で見ると、下水道事業会計が3,416億円で最も多く、次いで上水道事業会計が1,712億円となっている。

【参考】19～24年度に承認した管内府県別団体数、繰上償還申請額等

		19～21年度 累計	22年度 承認分	23年度 承認分	24年度 承認分	22～24年度 累計	(単位:億円) 19～24年度 累計
大阪府	団体数	43	27	7	3	37	80
	繰上償還申請額	1,623	944	70	34	1,048	2,671
	補償金免除見込額	300	213	15	5	232	532
京都府	団体数	29	13	1	-	14	43
	繰上償還申請額	1,157	173	0.1	-	173	1,330
	補償金免除見込額	216	30	0.0	-	30	247
兵庫県	団体数	52	16	6	9	31	83
	繰上償還申請額	2,066	320	57	28	405	2,472
	補償金免除見込額	349	77	9	5	91	441
奈良県	団体数	33	18	-	4	22	55
	繰上償還申請額	533	71	-	5	75	608
	補償金免除見込額	91	17	-	1	19	110
和歌山県	団体数	30	5	5	4	14	44
	繰上償還申請額	169	46	8	2	56	225
	補償金免除見込額	28	11	2	1	13	41
滋賀県	団体数	32	10	7	3	20	52
	繰上償還申請額	453	48	9	3	60	513
	補償金免除見込額	82	12	2	1	14	96
管内計	団体数	219	89	26	23	138	357
	繰上償還申請額	6,000	1,601	145	72	1,819	7,819
	補償金免除見込額	1,066	360	28	13	400	1,466

- (注) 1. 表示金額未満四捨五入のため、実際の金額と一致しない場合があります。
2. 団体数の累計は、重複を含みます。

地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除の概要

趣 旨

- 厳しい地方財政の状況に鑑み、19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方向け財政融資の金利5%以上の貸付金の一部について、新たに財政健全化計画等を策定し徹底した行政改革・経営改革を実施すること等を要件に、補償金を免除した繰上償還を実施したところ。
- 20年秋以降の深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という異例の事態を踏まえ、今般限りの特例措置として上記措置を3年間延長し、更なる行政改革・経営改革の実施等を要件として、22年度から24年度において実施。

対象となる地方債

平成4年5月31日までに貸し付けられた金利5%以上の地方債。

4 条 件

補償金免除による繰上償還は、以下のように「4条件」を満たし、法律に基づいて行うことを要件とする。

- ① 抜本的な行政改革・事業見直しが行われること
- ② 繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること
- ③ 財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること
- ④ 財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められること

繰上償還実施時期

金利区分に応じ次の時期に繰上償還を行う。

- 平成23年3月：金利6.3%以上の地方債
- 平成24年3月：金利6.0%以上6.3%未満の地方債
- 平成25年3月：金利5.0%以上6.0%未満の地方債

対象団体の要件

普通会計債の対象団体要件は、下記のとおり。

- 金利 5%以上の地方債 : 実質公債費比率が 18%以上又は将来負担比率 1.2 倍以上の団体
- 金利 6%以上の地方債 : 実質公債費比率が 15%以上又は将来負担比率 1.0 倍以上の団体
- 金利 7%以上の地方債 : 実質公債費比率が 15%未満であるが、経常収支比率が 85%以上若しくは財政力指数 0.5 以下等の団体

- (注) 1. 財政力指数 1.0 未満の団体に限る。ただし、臨時財政対策債振替前ベースで算定した数値が 1.0 未満となる団体も含む。
2. 将来負担比率は全国平均との比較による。
 3. 合併市町村については、対象団体要件を緩和。
 4. 公営企業債にも、普通会計債と同様の水準の要件を適用。